

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件 名	自動交付機システム（障害対策用システム）に係る記録項目の追加について
--------	------------------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

◇第16条第1項本文（電子計算機による個人情報の処理開発、変更）

（担当部課：地域文化部戸籍住民課住民記録係）

事業の概要

事業名	自動交付機システム（障害対策用システム）
担当課	戸籍住民課
目的	システムの障害が発生した場合においても、自動交付機システム（住民情報オンラインシステムの障害対策用システム）（以下「障害対策用システム」という。）により、住民票コード記載の住民票の写しを発行できるようにするため
対象者	新宿区の住民基本台帳に記録されている者
事業内容	<p>1 経緯</p> <p>自動交付機導入のためのシステム開発については、「証明書自動交付機導入におけるシステム開発について」として、平成 20 年度第 1 回本審議会において諮問し、承認を受けている。</p> <p>自動交付機システムには、住民票の写し及び印鑑登録証明書の自動発行という本来的機能とともに、システム障害時の危機管理機能として、住民票の写し及び印鑑登録証明書を発行するための「障害対策用システム」が搭載されている。</p> <p>この「障害対策用システム」には、住民票コード記載の住民票の写しも発行できるようにするため「住民票コード」が記録されているが、上記承認事項（以下「前回承認事項」という。）における「記録項目」からもれていた。</p> <p>このため、前回承認事項のうち、「障害対策用システム」に係る上記「記録項目」の追加について諮問し、承認を受けることにより、システム障害時においても、「障害対策用システム」により、迅速かつ的確に住民票の写し及び印鑑登録証明書の発行を行うことができるようにする。</p> <p>なお、平常時における自動交付機では、住民票コード記載の住民票の写しは発行できない。</p> <p>また、自動交付機システムの稼働開始日（平成 21 年 6 月 1 日）から現在までの間、システム障害時における「障害対策用システム」の稼働実績はない。</p> <p>2 対象者数</p> <p>3 2 1, 1 7 2 人（平成 25 年 1 月 1 日現在）</p> <p>日本人住民 : 2 8 7, 5 9 8 人</p> <p>外国人住民（※） : 3 3, 5 7 4 人</p> <p>※ 外国人住民に係る住民票コードは、平成 25 年 7 月 7 日まで住民票に記録されない。</p>

件名 自動交付機システム(障害対策用システム)に係る記録項目の追加について

保有課(担当課)	戸籍住民課
登録業務の名称	住民基本台帳
記録される情報項目(だれの、どのような項目が、どのこのコンピュータに記録されるのか)	<p>1 追加となる個人の範囲 新宿区の住民基本台帳に記録されている者</p> <p>2 追加する記録項目 住民票コード (記録項目の全体については、別紙のとおり)</p> <p>3 記録するコンピュータ 自動交付機サーバ</p>
新規開発・追加・変更の理由	システムの障害が発生した場合においても、障害対策用システムにより、住民票コード記載の住民票の写しを発行できるようにするため
新規開発・追加・変更の内容	「住民票コード」を、前回承認事項の「記録項目」として追加する。
開発等を委託する場合における個人情報保護対策	*****
新規開発・追加・変更の時期	審議会承認後(以降継続)

別紙

住民基本台帳（※）

住民番号・世帯番号・カナ氏名・区内住所（町丁コード・番地・号・枝）・漢字氏名・生年月日・

性別・続柄・区民日・漢字住所・世帯主氏名・本籍地・筆頭者氏名

前住所欄（異動日・異動事由・異動届日・住所区分・住所コード・前住所）

転出先欄（異動日・異動事由・異動届日・住所区分・住所コード・転出先住所）

暗証番号・整理番号

住民票コード

カード発行記録（申請年月日・発行年月日・廃止年月日・端末ID）

証明書発行記録（発行年月日・取消年月日・発行枚数・発行区分・自動交付機ID）

印鑑登録

漢字氏名・生年月日・住所・印鑑登録番号・取得年月日・喪失年月日・廃止停止受付日・

証明廃止受付年月日・年号区分・方書区分・通称名出力区分・印影

暗証番号・整理番号

カード発行記録（申請年月日・発行年月日・廃止年月日・端末ID）

証明書発行記録（発行年月日・取消年月日・発行枚数・発行区分・自動交付機ID）

（※）前回承認項目「住民登録」を修正

《外国人住民に係る追加記録項目》

（平成23年度第3回本審議会承認事項「住民制度改正に伴う住民情報システム等の変更について」）

併記名（漢字）、併記名（カナ）、通称（漢字）（※）、通称（カナ）（※）、

備考欄カナ氏名（※）、国籍コード、中長期在留者である旨等、在留カード番号、在留資格コード、

在留期間（年）、在留期間（月）、在留期間（日数）、在留期間満了日、特別永住者証申請日、

特別永住者証交付予定初日、特別永住者証交付予定終日、特別永住者証交付日、住居地届出区分、

通称履歴（通称（漢字）、記載年月日、記載自治体、削除年月日、削除自治体）（※）

（※）平成23年度第3回本審議会による承認以降、関連する政省令及び事務処理要領の改正があったため、下記の記録項目について変更した（当該本審議会において、「情報項目に関しては、政省令や事務処理要領により変更になる場合がある」ことを含めて承認を受けている。）。

① 通称（漢字）、通称（カナ）：

住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（平成24年政令第4号）により、名称を「通称名」から「通称」に変更

② 備考欄カナ氏名：

住民基本台帳事務処理要領の一部改正（平成24年総行住第17号総務省自治行政局長から各都道府県あて通知）により、名称を「印鑑用氏名」から「備考欄カナ氏名」に変更

③ 通称履歴：

住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（平成24年政令第4号）により追加